

報告第 17 号

令和 5 年度北本市公営企業の資金不足比率の報告について

令和 5 年度北本市公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和 6 年 8 月 27 日

北本市長 三 宮 幸 雄

令和 5 年度北本市公営企業の資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
北本市公共下水道事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 1 9 年政令第 3 9 7 号）第 1 7 条第 1 号の規定により事業の規模（5 3 1, 5 0 2 千円）を算定

備考 資金不足比率が算定されない場合は、「—」として記載